

第160号議案

新城市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正

新城市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年12月4日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部を改正する条例

新城市税外収入に係る延滞金に関する条例（平成17年新城市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、用語を整理する等のため必要があるからである。

第161号議案

新城市消防団条例の一部改正

新城市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年12月4日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市消防団条例の一部を改正する条例

新城市消防団条例（平成17年新城市条例第233号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「980人」を「825人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、消防団員の定員を変更するため必要があるからである。

第162号議案

新城市火災予防条例の一部改正

新城市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年12月4日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市火災予防条例の一部を改正する条例

新城市火災予防条例（平成17年新城市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第12号において同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イ中「構造とし、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること」を「こと」に改め、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、同号の前に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有

するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第17条の見出し及び同条中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第9号中「充てん」を「充填」に改める。

第44条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充

電設備の位置、構造及び管理に関する基準を変更する等のため必要があるからである。

第163号議案

新城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正

新城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年12月4日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

新城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例（平成20年新城市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第24条」を「第25条」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律等の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第164号議案

新城市債権管理条例の制定

新城市債権管理条例を次のように定めるものとする。

令和2年12月4日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、債権の管理の適正化を図り、もって市民の負担の公平を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 強制徴収債権 債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による徴収金に係るもの及び法令の規定による地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収債権 債権のうち、強制徴収債権以外の債権をいう。
- (4) 市長等 市長及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条に規定する管理者（同法第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。）をいう。

(法令等との関係)

第3条 債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、法令又は条例の定めるところにより、債権を適正に管理しなければならない。

2 市長等は、債権について、債務者の収入状況、滞納理由その他必要な事項の把握

に努め、適切な措置を講ずるものとする。

(管理台帳の整備)

第5条 市長等は、債権を適正に管理するため、管理台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）を整備しなければならない。ただし、債権の管理上、市長等が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

(情報共有)

第6条 市長等は、履行期限までに履行されない債権がある場合において、当該債権について次条から第9条まで若しくは第15条の規定に基づく措置若しくは処分又は催告（書面による裁判外の請求をいう。）（以下この項において「措置等」という。）を行おうとするときは、その措置等に係る債務者の当該債権以外の債権の管理において保有する債務者に関する情報（債務者の氏名及び住所又は名称及び所在地、電話番号その他連絡に必要な情報をいう。）、滞納に関する情報その他の当該措置等の判断に資すると認める情報を内部において利用し、又は相互に提供し、若しくは収集することができる。

2 市長等は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。

3 市長等は、第1項の規定により利用し、又は収集した情報を当該債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

4 前3項の規定は、市長等が指定管理者から情報を収集する場合及び指定管理者が市長等に情報を提供する場合について準用する。

(督促)

第7条 市長等は、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令の定めるところにより期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 前項の規定による督促は、書面により行うものとする。

(滞納処分等)

第8条 市長等は、強制徴収債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処

分の停止については、法令の定めるところにより行わなければならない。

(強制執行等)

第9条 市長等は、非強制徴収債権について、第7条第1項の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第12条の措置をとる場合又は第13条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証がある非強制徴収債権を含む。）については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しない非強制徴収債権（第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第10条 市長等は、債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第13条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第11条 市長等は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、市長等は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第12条 市長等は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお履行されていないものについて、次のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第13条 市長等は、非強制徴収債権について、次のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、

当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第14条 市長等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため、履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

- 3 前2項の免除をする場合については、議会の議決は、これを要しない。

（放棄）

第15条 市長等は、非強制徴収債権について、次のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定によりその責任を免れたとき。
- (2) 債務者が無資力の状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (3) 第12条の措置をとった日から相当の期間を経過してもなお引き続き当該措置を継続しているとき。

- (4) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合若しくはその相続人の全員が相続の放棄をした場合又はその相続人の存在が明らかでない場合であつて、相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (5) 消滅時効に係る時効期間が満了したとき（消滅時効について時効の援用を要するものに限る。）。

(報告)

第16条 市長等は、前条の規定により放棄された債権を議会に報告しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(新城市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

- 2 新城市病院事業の設置等に関する条例（平成17年新城市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

(新城市水道事業給水条例の一部改正)

- 3 新城市水道事業給水条例（平成17年新城市条例第221号）の一部を次のように改正する。

第29条の2を削る。

理 由

この案を提出するのは、債権の管理の適正化を図り、もって市民の負担の公平を確保するため必要があるからである。

第165号議案

新城市しんしろ福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市しんしろ福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年12月4日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市しんしろ福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市しんしろ福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第2条中「老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業及びその他の福祉事業を推進する」を「市民の福祉の増進を図る」に改める。

第3条第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 福祉相談支援事業
- (2) 福祉人材育成事業
- (3) 福祉教育事業
- (4) ボランティア活動支援事業

第3条中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とする。

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条を第5条とし、第8条を第6条とする。

第9条中「第7条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第7条とする。

第10条中「ただし」を「この場合において」に改め、同条を第8条とし、第11条から第13条までを2条ずつ繰り上げる。

第14条中「附属設備」を「その附属設備」に改め、同条を第12条とする。

第15条第1号中「第7条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第2号中「第7条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条第3号中「第8条」を「第6条」に改め、同条第4号中「第9条」を「第7条」に改め、同条第5号中「第10条」を「第8条」に、「第7条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第16条を第14条とする。

第17条第1号中「第7条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第2号中「第9条」を「第7条」に改め、同条を第15条とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、新城市しんしろ福祉会館の事業から老人デイサービス事業を除く等のため必要があるからである。

第166号議案

新城市国民健康保険税条例の一部改正

新城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年12月4日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新城市国民健康保険税条例（平成17年新城市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第28条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第10項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に、「総所得金額」を「総所得金額及び山林所得金額」に、「法」を「法」に、「とする。」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附則第12項及び第13項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新都市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額の対象となる所得の額を変更する等のため必要があるからである。

第167号議案

新城市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置及び管理に関する条例の制定

新城市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置及び管理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和2年12月4日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の影響により融資を受けた中小企業者の当該融資に係る利子の補給に充てるため、新城市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、新型コロナウイルス感染症の影響により融資を受けた中小企業者の当該融資に係る利子の補給のための財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

理 由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症の影響により融資を受けた中小企業者の当該融資に係る利子の補給の財源を確保するため必要があるからである。

第168号議案

新城市公共下水道事業分担金に関する条例及び新城市農業集落排水事業分担金に関する条例の一部改正

新城市公共下水道事業分担金に関する条例及び新城市農業集落排水事業分担金に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年12月4日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市公共下水道事業分担金に関する条例及び新城市農業集落排水事業分担金に関する条例の一部を改正する条例

(新城市公共下水道事業分担金に関する条例の一部改正)

第1条 新城市公共下水道事業分担金に関する条例(平成20年新城市条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し中「還付等加算金」を「還付加算金」に改め、同項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「還付加算金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合に年1パーセント」を「に規定する平均貸付割合をいう。)に年0.5パーセント」に、「当該特例基準割合」を「当該還付加算金特例基準割合」に改める。

(新城市農業集落排水事業分担金に関する条例の一部改正)

第2条 新城市農業集落排水事業分担金に関する条例(平成20年新城市条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則第4項の見出し中「還付等加算金」を「還付加算金」に改め、同項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「還付加算金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合に年1パーセント」を「に規定する平均貸付割合をいう。)に年0.5パーセント」に、「当該特例基準割合」を「当該還付加算金特例基準割合」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の新城市公共下水道事業分担金に関する条例附則第2項の規定及び第2条の規定による改正後の新城市農業集落排水事業分担金に関する条例附則第4項の規定は、還付加算金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、還付加算金の割合の特例を変更する等のため必要があるからである。

第169号議案

令和2年度新城市一般会計補正予算（第10号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和2年12月4日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第170号議案

令和2年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和2年12月4日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第171号議案

令和2年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和2年12月4日提出

新城市長 穂積亮次

第172号議案

令和2年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和2年12月4日提出

新城市長 穂積亮次

第173号議案

令和2年度新城市病院事業会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和2年12月4日提出

新城市長 穂積亮次

理 由

この案を提出するのは、三遠南信自動車道建設工事の残土処理用地を取得するため
必要があるからである。

第175号議案

人権擁護委員の候補者の推薦

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年12月4日提出

新城市長 穂積亮次

住所	氏名	生年月日
████████████████████ ██████	望月彦男	████████████████████

理由

この案を提出するのは、令和3年3月31日をもって任期満了となる人権擁護委員がいるため必要があるからである。

第176号議案

新城地域文化広場の指定管理者の指定

新城地域文化広場の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

新城市長 穂積亮次

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
新城地域文化広場 新城市字下川1番地1	株式会社ケイミックスパ ブリックビジネス 東京都千代田区神田小川 町一丁目2番地	令和3年4月1日から令和 4年3月31日まで

第177号議案

東三河広域連合規約の変更

東三河広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

新城市長 穂積亮次

東三河広域連合規約の一部を変更する規約

東三河広域連合規約（平成27年1月30日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

第4条第12号に次のように加える。

エ 地域産業を担う人材の育成支援に関すること。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、東三河広域連合において地域産業を担う人材の育成支援に関する事業を実施するため必要があるからである。